

矢吹町における女性職員の活躍の 推進に関する特定事業主行動計画

令和3年4月

矢吹町企画総務課

矢吹町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画

令和 3年 4月 1日
矢 吹 町 長
矢 吹 町 議 会 議 長
矢 吹 町 教 育 委 員 会

矢吹町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「法」という。）第19条に基づき、矢吹町長、矢吹町議会議長、矢吹町教育委員会が策定する特定事業主行動計画である。

1. 計画期間

本計画の期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間とする。

2. 女性職員の活躍の推進に向けた体制整備等

本町では、組織全体で継続的に女性職員の活躍を推進するため、企画総務課が、本計画の策定・変更、本計画に基づく取組の実施状況・数値目標の達成状況の点検・評価等について協議を行うこととしている。

3. 女性職員の活躍の推進に向けた数値目標

法第19条第3項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成27年内閣府令第61号。以下「内閣府令」という。）第2条に基づき、町部局、町議会事務局、町教育委員会事務局において、女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った。当該課題分析の結果、女性職員の活躍を推進するため、次のとおり目標を設定する。

なお、この目標は、町部局、町議会事務局、町教育委員会事務局における共通目標とし、女性職員の職業生活における活躍に関する状況の把握、改善すべき事情について分析を行った結果、最も大きな課題に対応するものから順に掲げている。なお、目標値については3部局共通とする。

(1) 町部局・町議会事務局・町教育委員会事務局

- 令和7年度までに、役職段階にある職員に占める割合のうち、係長職にある女性職員を、令和2年度の実績(37%)より13%以上引き上げ、50%以上に、課長・副課長職にある女性職員を、令和2年度の実績(4%)より16%以上引き上げ、20%以上にする。
- 令和7年度までに、男性職員の育児休業取得率を、令和2年度の実績(0%)より30%以上引き上げ、30%以上にする。
- 令和7年度までに、男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇取得率を、令和2年度の実績(100%)を維持する。

4. 女性職員の活躍の推進に向けた目標を達成するための取り組み及び実施時期

3. で掲げた数値目標その他の目標の達成に向け、次に掲げる取り組みを実施する。

なお、この取組は、町部局、町議会事務局、町教育委員会事務局における共通取組とし、女性職員の職業生活における活躍に関する状況の把握、改善すべき事情について分析を行った結果、最も大きな課題に対応するものから順に掲げている。なお、取組については3部局共通とする。

(1) 町部局・町議会事務局・町教育委員会事務局

- 令和3年度より、女性職員を対象としたリーダーとして自分が既に持っている強みを生かしながら、リーダーとしてさらにスキルアップする研修を実施する。
- 令和3年度より、配偶者が妊娠した男性職員に対し、両立支援制度の説明を上司が実施する。
- 育児休業を取得した場合のシミュレーション(給与・共済関係)を作成し、妊娠した女性職員並びに配偶者が妊娠した男性職員へ両立支援制度一覧と一緒に配布する。
- 令和3年度より、管理職研修において両立支援制度の説明を行う。

(以上)